

石川県公報

平成 28 年 4 月 1 日

第 1 2 8 8 9 号 (金曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示			
○平成28年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	11
○平成28年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同)	4	○県道の供用の開始 (同)	11
○歳入の収納事務の委託 (税務課)	6	○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	12
○石川県文化財保存修復工房に係る事業所を設置する告示の廃止 (文化振興課)	7	○景観保全型広告整備地区の指定 (都市計画課)	13
○石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関の指定の解除 (地域医療推進室)	7	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	13
○石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関 (同)	7	公 告	
○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関 (同)	7	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	14
○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関 (同)	7	○平成28年度調理師試験公告 (健康推進課)	16
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	8	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	16
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	8	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	17
○青少年に有害な図書等を審査する団体の指定 (同)	9	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	18
○公有水面埋立て工事の竣功の認可 (水産課)	9	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	18
○平成28年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (監理課)	10	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	18
		○入札公告 (警察本部)	18
		公安委員会	
		○少年指導委員の委嘱	20
		正 誤	
		○平成27. 3. 27第12785号中	21

告 示

石川県告示第182号

平成28年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等（特例政令第2条第2号に規定するものをいう。）の種類は、次のとおりとする。

車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、平成28年4月1日から(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

オ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

カ 誓約書

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 直前決算において販売（製造）高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）

エ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

オ 年間販売（製造）高

直前決算における販売高又は製造高

カ 環境への配慮の状況

キ ワークライフバランス等の推進の状況

ク 障害者雇用環境整備の状況

ケ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。）による平成28年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成9年告示に基づく審査において平成28年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から平成30年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年10月中に平成30年度及び平成31年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所（所在地）

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の職・氏名

(4) 役員等の職・氏名

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項等

(7) 電話番号

(8) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第183号

平成28年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法**(1) 申請書の入手方法**

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

キ 誓約書

ク 役員等名簿

ケ その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の

職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあつては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあつては純資本の額とする。)

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 環境への配慮の状況

ク ワークライフバランス等の推進の状況

ケ 障害者雇用環境整備の状況

コ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。)による平成28年度の競争入札に参加する者の資格を有する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成11年告示に基づく審査において平成28年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から平成30年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年10月中に平成30年度及び平成31年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項
- (7) 資格、免許等の取得
- (8) 委任事項等
- (9) 電話番号
- (10) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県税のコンビニエンスストア収納事務	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	
	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス	
	東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	
	神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セコマ	
	群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	
	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	
	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン

石川県告示第185号

石川県文化財保存修復工房に係る事業所を設置する告示(平成9年石川県告示第178号)は、平成28年3月31日限り廃止した。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第186号

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関(平成18年石川県告示第429号)により定めた指定医療機関について、次のとおり解除した。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定医療機関の名称
加賀市民病院
山中温泉医療センター
- 2 解除年月日
平成28年3月31日

石川県告示第187号

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則(平成18年石川県規則第44号)第3条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり定めた。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定医療機関の名称
加賀市医療センター
- 2 指定年月日
平成28年4月1日

石川県告示第188号

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関(平成20年石川県告示第521号)により定めた指定医療機関について、次のとおり解除した。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定医療機関の名称
加賀市民病院
山中温泉医療センター
- 2 解除年月日
平成28年3月31日

石川県告示第189号

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成20年石川県規則第45号)第3条第1項の規定により、指定医

療機関を次のとおり定めた。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定医療機関の名称
加賀市医療センター
- 2 指定年月日
平成28年4月1日

石川県告示第190号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	変態芸術 吸いつく結合	オ ー ピ ー 映 画
〃	汗ばむ美乳妻 夫に背いた昼下がり	〃
〃	淫欲開花！ 魅惑のラブハウス	〃
〃	華魂 幻影	渋谷プロダクション
〃	人妻Gスポット たまらない快感	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成28年4月1日

石川県告示第191号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2016年5月号 (04333-05)	(株)ダブリュエスコポーレーション
〃	Nai Nai プレス北陸 2016年5月号 (06805-05)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日


平成28年4月1日

石川県告示第192号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第2項第3号に規定する青少年に有害な図書等を審査する団体として、次のとおり指定した。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

団 体 の 名 称	当 該 団 体 が 定 め る 方 法
一般社団法人日本コンテンツ審査センター	<p>次のいずれかの標章を、図書等の包装の表面に表示する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(縦23mm × 横15mm)</p>

石川県告示第193号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 認可年月日

平成28年3月18日

2 認可を受けた者の名称

石川県

3 埋立区域

ア 位置

羽咋郡志賀町酒見河原183番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次直線で結んだ線、③の地点と④の地点とを結ぶ平成24年10月9日付け石川県指令水第2196号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +0.38mより決定）及び④の地点と①の地点とを結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L. +0.56m）における公有水面と富来漁港東防波堤との境界線により囲まれた区域

①地点 H19富来原点（北緯37度08分37.26秒、東経136度41分53.12秒）から86度34分05秒 155.06メートルの地点

②の地点 ①の地点から 288度13分42秒 7.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から 18度13分41秒 197.73メートルの地点

④の地点 ③の地点から 108度14分45秒 7.00メートルの地点

ウ 面積

1,383.63平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立て免許年月日及び番号

平成25年11月11日 石川県指令水第3103号

6 法第22条第3項の市町村名

志賀町

石川県告示第194号

平成28年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、建設工事であつて、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第一の上欄に掲げるものとする。

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 納税証明書

イ 法第27条の27の規定による経営規模等評価結果通知書及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し（平成27年10月1日直前の事業年度の終了の日を審査基準日とするものであること。）

ウ その他知事が必要であると認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書等は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、または添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部監理課入札・契約グループ 電話番号 076-225-1712

4 競争入札に参加する者の資格の審査を受けることができる者

次のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第3条第1項の規定による許可を受けており、かつ、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、当該審査の結果について、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求をしている者

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者

(4) 申請日の1月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）及び消費税を完納している者であること。

(5) 次のア又はイに掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、3(2)により提出された申請書及び添付書類に基づき、4に規定する事由について行う。

(2) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づく審査において平成28年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者(この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。)を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日の翌日から平成29年3月31日までとする。
- (2) 平成29年度以降に石川県において締結が見込まれる特定調達契約に関し、競争入札の参加を希望する者は、別途公示を行うので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 代表者以外の役員又は理事
- (5) 資本金
- (6) 郵便番号
- (7) 電話番号
- (8) 契約等に関する権限の受任者の内容
- (9) 建設業許可の内容
- (10) 申請業種の全部又は一部取下げ

9 資格の取消し等

知事は、競争入札参加資格者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 4(1)から4(3)までに掲げる要件に該当しない者となったとき。
- (2) 令第167条の4第1項又は第2項に該当したとき。
- (3) 3(2)に定める申請書の内容及び添付書類の重大な事項について、故意に虚偽の記載等をしたとき。

石川県告示第195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
上安原 昭和町線	金沢市二口町ハ45番地先から	旧	6.17~6.96 59.4	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市二口町ハ31番2地先まで	新	7.96~8.84 59.4	

石川県告示第196号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
上安原 昭和町線	金沢市二口町ハ45番地先から 金沢市二口町ハ31番2地先まで	平成28年4月1日	県央土木 総合事務所 維持管理課
草深木呂場 美川線	能美郡川北町字壺ツ屋211番地先から 能美郡川北町字壺ツ屋204番地先まで	〃	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第197号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 三室3号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次直線で結んだ線並びに標柱14号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
七尾市三室町五九40番10	1号
〃 〃 〃 40番8	2号
〃 〃 〃 〃	3号
〃 〃 〃 40番6	4号
〃 〃 〃 40番3	5号
〃 〃 〃 40番2	6号
〃 〃 〃 37番1	7号
〃 〃 〃 〃	8号
〃 〃 七五74番1	9号
〃 〃 五九39番	10号
〃 〃 七五51番1	11号
〃 〃 〃 50番2	12号
〃 〃 〃 28番2	13号
〃 〃 〃 11番	14号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に据え置いて縦覧に供する。)

2 中浦急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次直線で結んだ線並びに標柱16号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
七尾市鶴浦町五式32番	1号
〃 〃 五壺35番	2号
〃 〃 〃 64番1	3号
〃 〃 上 266番	4号
〃 〃 五〇11番1	5号
〃 〃 五壺80番	6号
〃 〃 〃 92番	7号

〃 〃 リ 43番 1	8号
〃 〃 五 壱86番 2	9号
〃 〃 〃 79番 2	10号
〃 〃 リ 41番	11号
〃 〃 〃 36番 2	12号
〃 〃 〃 35番	13号
〃 〃 〃 29番 1	14号
〃 〃 〃 30番 2	15号
〃 〃 〃 20番 1	16号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に据え置いて縦覧に供する。)

3 笠師1号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次直線で結んだ線並びに標柱3号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに標柱3号から標柱7号までを順次直線で結んだ線並びに標柱7号及び標柱3号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
七尾市中島町笠師ニ143番 7	1号
〃 〃 式14番甲	2号
〃 〃 〃 〃	3号
〃 〃 〃 〃	4号
〃 〃 〃 17番 1	5号
〃 〃 壱 2番 1	6号
〃 〃 式17番 1	7号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に据え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第198号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第1項の規定により、景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成28年10月1日から施行する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
羽咋等国道249号沿線景観保全型広告整備地区
- 2 景観保全型広告整備地区の区域

道 路 名	区 間	区域(道路境界線から)
一般国道249号	羽咋郡志賀町甘田口30番6地先から 羽咋市柳田町69字13番1地先まで	両側100メートル以内

石川県告示第199号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第2項の規定により、平成28年石川県告示第198号(以下「告示」という。)により指定した羽咋等国道249号沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成28年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

羽咋等国道249号沿線景観保全型広告整備地区は、世界農業遺産に認定された能登地域の玄関口として重要な位置にあり、また、沿線地域では、海岸線、気多大社などの自然や歴史・文化的な景観と里山里海の集落が織りなす優れた景観のなかで、地域の営みが引き継がれている。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <p>1 15平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として3色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。ただし、表示面の面積の5分の1以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <p>1 1面の表示面積は3平方メートル以内とし、表示面積の合計は6平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。</p>

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

モニタリングポスト 45台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成28年石川県告示第182号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成28年4月28日（木）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成28年5月12日（木）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成28年5月12日（木）午後1時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Monitoring post 45 Units

(2) Delivery date

By 31 March 2017

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 12 May 2016

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

平成28年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2の規定により、平成28年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成28年10月8日（土） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場

金沢市御所町

金沢星稷大学

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

4 出願に関する書類の受付期間

平成28年5月16日（月）から同年6月27日（月）まで（出願書類一式を調理技術技能センターへ郵送すること。）

5 出願に関する書類の提出先

公益社団法人調理技術技能センター

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階

電話番号 03-3667-1815

（平成27年4月7日から石川県調理師試験事務を全部委任）

6 その他

出願書類の請求、詳細な点についての問合せ等は、公益社団法人調理技術技能センターへすること。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西松屋金沢大桑店、シュープラザ金沢大桑店、マックハウス金沢大桑店
金沢市大桑三丁目66番地ほか22筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更
公告日 平成27年11月24日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成28年4月1日から同年5月2日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ野々市
野々市市三納一丁目217番地ほか93筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更
公告日 平成27年11月24日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成28年4月1日から同年5月2日まで

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画地区計画 (旧戸板小学校地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画防火地域及び準防火地域 (副都心北部直江地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画下水道 (金沢市公共下水道)	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、珠洲市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
珠洲都市計画公園 (5・5・2号野々江総合公園)	石川県土木部都市計画課及び珠洲市建設課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津幡町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
津幡都市計画道路 (3・5・1号本津幡横浜線)	石川県土木部都市計画課及び津幡町産業建設部都市建設課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名
運転教育教本
- (2) 納入予定数量
160,000冊
- (3) 納入期間
契約締結の日から平成29年3月31日まで
- (4) 納入場所
石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成

9年石川県告示第581号)に基づき、平成28年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成28年4月25日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有するものであること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成28年4月26日(火)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成28年4月27日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年4月27日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、平成28年4月1日、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成28年4月1日

石川 県 公 安 委 員 会

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
江 川 明 竹 村 保 男 油 谷 肇 諸 江 隆 井 上 佳 一 鈴木 勉 北 山 隆	金沢市下本多町六番丁15番地1 金沢中警察署 生活安全課 電話 (076) 222-0110	(金沢市) 片町1～2丁目、木倉町、香林坊1～2丁目、広坂1丁目、柿木畠、尾山町、堅町、大工町、十三間町、野町2～4丁目、増泉1～5丁目、白菊町、中村町、石引1～2丁目、小立野2～5丁目、円光寺2丁目、西泉2丁目、西泉4丁目、泉本町7丁目、横川6丁目、額新保1丁目、もりの里1丁目
太 田 治 郎 高 村 省 吾 久 保 久 晴 長 田 竜 夫	金沢市元町2丁目15番1号 金沢東警察署 生活安全課 電話 (076) 253-0110	(金沢市) 木ノ新保町、此花町、本町2丁目、堀川町、堀川新町、広岡1丁目、昭和町、長田本町、駅西本町1丁目、諸江町、割出町、武蔵町、笠市町、尾張町1～2丁目、橋場町、鳴和2丁目、神宮寺2丁目、神谷内町、疋田2丁目、千木町、福久町、福久2丁目、福久東1丁目、南森本町、沖町、上堤町、下堤町
長 定 弘 野 村 靖 之	金沢市金石本町イ1番地 金沢西警察署 生活安全課 電話 (076) 266-0110	(金沢市) 間明町2丁目、新神田2丁目、藤江南2～3丁目、松村町、松村1～2丁目、畝田西1丁目、無量寺3丁目、金石本町、専光寺町、藤江北2～3丁目、北町、駅西本町3、5丁目、西念2丁目、示野中町、赤土町、神野1丁目、神野町東、神野町西、北間町、黒田1丁目、古府2～3丁目、桜田町、示野町、示野町南、新保本3丁目、高島3丁目、玉銚1丁目、寺中町、出雲町、薬師堂町、福増町、松島2丁目、松島町、無量寺1～5丁目、八日市2丁目、若宮1丁目
新 宅 重 治 山 村 正 信 吉 田 公 一 砂 上 薫 能 埸 勝 夫	加賀市大聖寺東町1丁目1番 大聖寺警察署 生活安全課 電話 (0761) 72-0110	(加賀市) 片山津温泉、山代温泉、山中温泉本町1～2丁目、中代町、桑原町、箱宮町、上河崎町、庄町、三木町、作見町
川 南 英 信 吉 田 規美子 上 村 英 一 橋 恵 子	小松市上小松町乙163番地1 小松警察署 生活安全課 電話 (0761) 22-0110	(小松市) 土居原町、東町、八日市町、飴屋町、大和町、清水町、園町、本折町、大文字町、粟津町、有明町、長田町、平面町、相生町、光町、符津町、今江町、一針町、日の出町四丁目、中海町、浜田町、宝町、長崎町、城南町、月津町、矢田野町

岩 森 力 造 濱 尾 義 雄 永 井 廣 治	白山市倉光9丁目11番地1 白山警察署 生活安全課 電話 (076) 216-0110	(白山市) 辰巳町、中町、西新町、徳丸町、水澄町、中奥町、 五歩市町、村井町、田中町、番匠町、平松町、湊町、徳光町 (野々市市) 本町1～3丁目、矢作4丁目、菅原町、高橋町、 扇が丘、若松町、横宮町、蓮花寺町、三日市町、御経塚4丁 目
高 森 良 昭 中 嶋 正 昭	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地 の3 津幡警察署 生活安全課 電話 (076) 289-0110	(かほく市) 森、高松、浜北、内日角、横山 (河北郡内灘町) 字向栗崎5丁目 (河北郡津幡町) 字横浜、字中橋、字庄
本 多 将 志	羽咋市旭町ユ20番地 羽咋警察署 生活安全課 電話 (0767) 22-0110	(羽咋市) 旭町、中央町、川原町、的場町、本町、石野町、 粟生町 (羽咋郡志賀町) 高浜町1～11区、堀松、相神
井 上 茂 西 山 光 男	七尾市藤橋町亥部45番地1 七尾警察署 生活安全課 電話 (0767) 53-0110	(七尾市) 和倉町、神明町、大手町、御祓町、本府中町、府 中町、古府町、国分町、千野町、藤野町、小島町、白馬町、 中島町中島、舟尾町 (中能登町) 井田

正 誤

平成27年3月27日発行の石川県公報第12785号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤			正		
9	石川県告示第 139号	土石流	次の図のとおり	一部	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

